

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	北海道音威子府村

音威子府村鳥獣被害防止計画(第 6 次)

<連絡先>

担 当 部 署 名 音威子府村役場経済課産業振興室
所 在 地 音威子府村字音威子府 4 4 4 番地 1
電 話 番 号 0 1 6 5 6－5－3 3 1 3 (直通)
F A X 番 号 0 1 6 5 6－5－3 8 3 7
メールアドレス sangyoushinkou@vill.otoineppu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	音威子府全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
エゾシカ	ソバ	21ha	2,401 千円
	牧草	12ha	2,215 千円
	カボチャ	0.1ha	8 千円
	計	33.1ha	4,642 千円
ヒグマ	牧草ロール	0 個	0 千円
アライグマ	ソバ	0.5ha	11 千円
	計	0.5ha	11 千円
	合計	33.6ha	4,653 千円

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】 ・各種鳥獣の中では被害金額が一番大きく、そば、牧草等への被害が広範囲に広がっている。 ・出没は、村内全域で見られ、えさ不足の春先と秋口において、牧草・そばの被害が多発。 ・令和3年度から令和5年度までに毎年130頭を捕獲しているが、咲来地区、上音威子府地区、箴島地区で播種した直後のそばを食べるなど、被害が出ている。又保護区である北大中川研究林の若芽食害や樹皮はぎなど樹木への被害が生じている。 【ヒグマ】 ・被害額は出ていないが、上音威子府地区・上物満内地区・咲来地区・茨内地区などで目撃情報が増えている。同じ地区で頻繁に出没するなど人を怖がらない個体が増えていることから、人身事故の危険性がある。 令和3年度2頭、令和4年度2頭、令和5年度3頭捕獲。 【アライグマ】 ・捕獲頭数は年度によって差はあるが、令和2年度では過去最大捕獲数となる53頭を捕獲しており、増加傾向にある。農家の被害より、家庭菜園での被害が多くなっている。箱わなを設置するが、年々捕獲が難しくなっている。令和3年27頭、令和4年36頭、令和5年53頭捕獲。
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
エゾシカ	被害面積 33.1ha 被害金額 4,642 千円	被害面積 26.5ha 被害金額 3,714 千円
アライグマ	被害面積 0.5ha 被害金額 11 千円	被害面積 0.4ha 被害金額 9 千円
ヒグマ	被害面積 — ha 被害金額 — 千円	被害面積 — ha 被害金額 — 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【共通】 ・ 猟友会による、くくりわな ・ 銃による駆除対策を推進 【エゾシカ】 ・ 有害鳥獣捕獲に対する報奨金の支払い（エゾシカ：1万円／頭） 【ヒグマ】 ・ 有害鳥獣捕獲に対する報奨金の支払い（ヒグマ：4万円／頭） ・ 箱わなを被害地区に設置。 【アライグマ】 ・ 農家と協力して箱わなを設置 捕獲個体は、村職員により、電気止め刺しにて殺処分。	【エゾシカ・ヒグマ】 ・ 地元猟友会ではハンターが8名となり、本村の有害鳥獣駆除の体制が取れてきたが、新規取得者が多くハンターの技術の向上が必要。 ・ 村内に一般廃棄物処理施設がないため、他自治体の施設で捕獲した鹿・ヒグマの処理をしており、運搬賃と残渣物等処理経費が増えている。 【アライグマ】 ・ 餌等も工夫しなければ捕獲が、難しくなっている。情報交換を密にして捕獲体制を整える必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	・ 侵入防止用の電気牧柵を村費補助により設置（平成21年度と22年度で約2.6ha）。新規設置に限り村費補助を行う。	・ 電気牧柵を設置しない畑に被害が集中する恐れがある。
生息環境管理その他の取組	・ 農業者へ廃棄物を農地の近くに放置しないよう呼びかけをおこなっている。	・ 鳥獣被害の軽減に向けて情報提供が不足していた。

(5) 今後の取組方針

関係機関との連携により、次の取組推進を図る。

【共通】

- ・電気柵による侵入防止対策の継続。
- ・猟友会のパトロールによる見回りの強化。

【エゾシカ】

- ・くくりわなによる捕獲
- ・銃使用が可能な場所での銃による捕獲。
- ・くくりわな、銃の更なる捕獲技術の講習会への参加

【ヒグマ】

- ・継続的な農業被害や人身への危険度が高い場合、箱わなによる捕獲のほか銃用が可能な場所での銃による捕獲。

【アライグマ】

- ・箱わなによる捕獲

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

既存の捕獲体制を継続し、猟友会への協力・連携を強化するとともに下記の取組を推進する。（駆除従事者による捕獲）

【エゾシカ】 ①銃器及びくくりわなによる捕獲

②捕獲期間 4月～3月まで

【ヒグマ】 ①銃器及び箱わなによる捕獲

②捕獲期間 4月から3月まで

【アライグマ】 ①箱わなによる捕獲

②捕獲期間 4月～3月まで

- ・箱わなの増設
- ・小動物用（アライグマ）わなの購入
- ・捕獲目標頭数の増加
- ・狩猟免許取得の支援
- ・死骸、残滓処理体制の整備

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ	・有害鳥獣駆除報奨金の強化 エゾシカ（令和5年度実績130頭） 報奨金 10,000円／頭

	ヒグマ	・有害鳥獣駆除報奨金の強化 ヒグマ（令和５年度実績３頭） 報奨金 ４０，０００円／頭 ・ヒグマ用箱わなの設置（２基）
	アライグマ	・小動物用（アライグマ）わなの設置
		【共通事項】 ・狩猟後継者対策 ・駆除鳥獣の広域処理体制整備の検討、事業への計画 ・地域住民に向けた有害鳥獣に関する情報提供
令和８年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ	・令和７年度の実績を踏まえ、効果的な対策を検討し、取組みを強化する。
令和９年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ	・令和８年度～令和９年度の実績を踏まえ、効果的な対策を検討し、取組みを強化する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【エゾシカ】 ・エゾシカによる農作物被害の拡大を防ぐため、令和５年度の実績頭数（１３０頭捕獲）を勘案し、年間捕獲頭数を設定する。林業被害も増えている中で、約２０％の増加を推計値とした。 【ヒグマ】 ・近年、山間部に限らず人里近くでの目撃情報が増え、農作物被害も発生しており、人畜への被害も懸念されている。エゾシカの捕食事例も頻繁に報告されるなど、生息密度が高まっていることや令和５年度の捕獲頭数（３頭）を勘案し、年間捕獲頭数を設定してきた。しかし、目撃数の増加等を考慮し、想定される危険を避けるためにはさらなる捕獲頭数の増加が必要と考えられるため、令和５年度以降の捕獲数を３頭から１０頭に変更している。 【アライグマ】 ・外来生物であるアライグマは、強い繁殖力があり、特にかぼちゃ等に被害が発生しており、平成２３年度には、小動物用箱わなを購入し捕獲に取り組んだ結果５１頭の捕獲となった。平成２４年度からは捕獲数は減少していたものの、令和２年より捕獲頭数が急増しており、令和５年において５３頭を捕獲しており増加傾向にある。近年の捕獲数を勘案し、第５次計画の５０頭から２０％を増加とした年間捕獲頭数６０頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	150頭	150頭	150頭
ヒグマ	10頭	10頭	10頭
アライグマ	60頭	60頭	60頭

捕獲等の取組内容
【捕獲等の取組内容】 【全般】 ・捕獲予定場所は、音威子府村一円とする。（別紙） 【エゾシカ】 ・村は、有害駆除（個体数調整含む。）の捕獲許可を北海道に申請し地域住民からのエゾシカの出没・被害情報等の連絡により猟友会ハンターによる銃器で有害鳥獣捕獲（個体数調整含む）を実施する。 【ヒグマ】 ・目撃の情報が入った場合は、現地確認を行い状況により看板設置、ハンターによる巡視、追い払い等を実施。それでも安全の確保及び被害軽減が出来ないと判断した場合は、銃器や箱わなによる捕獲を実施する。 【アライグマ】 ・箱わなにより、村が主体となり実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
音威子府村全域において、エゾシカ等の有害鳥獣による農作物被害が多発しているため、より効率的に被害を減少させるために、音威子府村猟友会ハンターにライフル銃を所持させて捕獲を実施する。（期間は4月から3月まで）

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
音威子府一円	ハシブトカラス・ハシボソカラス、キツネ

4. 防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ ヒグマ	電気牧柵補修に関して情報提供を行う。	令和7年度の実施状況を検証し、対策を検討。	令和7～8年度の実施状況を検証し、対策を検討。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ ヒグマ	電気牧柵の適切な管理に関して情報提供を行う。	令和7年度の実施状況を検証し、対策を検討。	令和7～8年度の実施状況を検証し、対策を検討。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ ・ヒグマ アライグマ	・農畜産物残渣や生ごみ等の徹底管理。被害軽減に向け農業者等と情報交換。
令和6年度	エゾシカ ・ヒグマ アライグマ	・農畜産物残渣や生ごみ等の徹底管理。被害軽減に向け農業者等と情報交換。
令和9年度	エゾシカ ・ヒグマ アライグマ	・農畜産物残渣や生ごみ等の徹底管理。被害軽減に向け農業者等と情報交換。

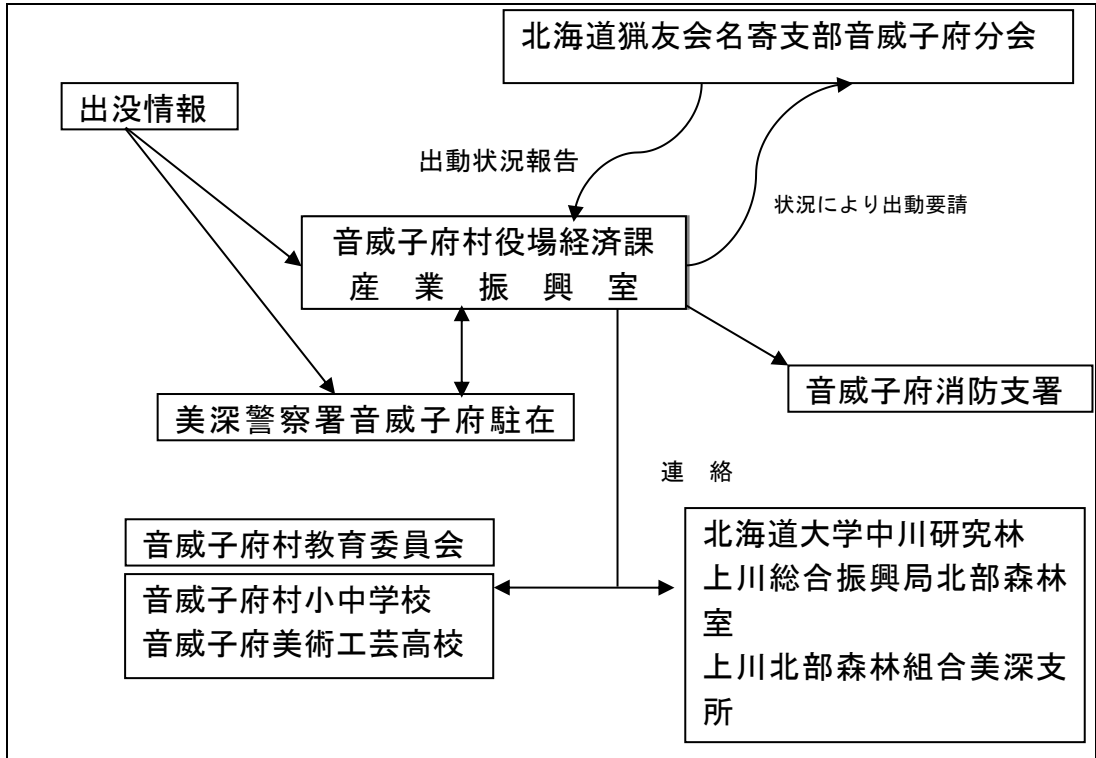
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
音威子府村鳥獣被害防止対策協議会	構成機関の連絡調整等
美深警察署音威子府駐在所	出沒現場整理、付近住民への広報
北海道大学中川研究林	研究林内作業員への連絡
上川総合振興局北部森林室	道有林内作業員への通報
北海道猟友会名寄支部音威子府分会	危険区域巡回、出沒時駆除、非常時協力

J A 北はるか農業協同組合	J A 管内農業者への出没等の情報提供
----------------	---------------------

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は、他町の化製場に輸送した上で焼却処理、又は、自家消費をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	要望等があれば活用にむけて検討を行う。
ペットフード	要望等があれば活用にむけて検討を行う。
皮革	要望等があれば活用にむけて検討を行う。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	要望等があれば活用にむけて検討を行う。

(2) 処理加工施設の取組

・ 今後検討していく

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・今後検討していく

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	音威子府村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
音威子府村	・協議会に関する連絡調整等 ・被害防止計画の作成 ・有害鳥獣駆除に関する諸手続き ・駆除獣の処理 ・補助金、報奨金の交付
音威子府地区営農集団	・侵入防止柵設置・維持管理
北はるか農協協同組合	・侵入防止柵設置個所調査・事業設計 ・被害情報収集
北海道猟友会名寄支部音威子府分会	・捕獲従事者の統括、有害鳥獣の駆除
北海道大学中川研究林	・情報提供等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上川総合振興局 (農務課・環境生活課)	情報提供・指導助言等
美深警察署	鳥獣被害対策(交通事故対応、ヒグマ出没時警備等)
上川総合振興局北部森林室	情報提供・指導助言等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後立ち上げに向け、検討協議していく。具体的には村条例制定を令和7年度に行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、将来的な鳥獣対策の実施体制について、関係者と協議をすすめていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、広域的な被害防止対策に関し、近隣地域の関係者と協議していく。

(別紙) 捕獲予定場所

